
*
*
* 請 願 書 *
*
*

平成 2 8 年 第 3 回 市 議 会 定 例 会

飯 塚 市 議 会

「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願

(要旨)

平成27年12月18日に開催されました飯塚市議会12月定例会の最終本会議において上程された議員提出議案第16号「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」が可決されたことにより、その根幹を成す資産公開制度は廃止され、今年4月1日から特別職3役と議員の資産は公開されなくなりました。

この事実は十分な説明を受けていない市民にとって、到底納得できるものではありません。よって、

1. 飯塚市議会は、特別職3役の副市長、上下水道事業管理者、教育長に対して、旧条例のとおり資産報告書の提出義務等を課すよう、市長に提言すること。
2. 飯塚市議会は、旧条例のとおり議員自らに資産報告書の提出義務等を課し、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対して自ら進んでその高潔性を明らかにすること。
3. 万が一、飯塚市議会が市民の切望する資産公開制度の復活を拒絶し、この請願を前回同様に不採択とした場合には、条例改正についての「住民説明会」を下記のとおり開催すること。

●飯塚市議会が主催して開催すること。

●本請願の不採択から3ヶ月以内に開催すること。

※市民への説明責任を果たすべき市議会の責務として「住民説明会」開催の日時及び場所については、市議会において決定し、広く市民に広告されますようお願いいたします。

(理由)

この度の政治倫理条例の改正に伴う資産公開制度の廃止は、世論も巻き込んだ全国版のニュースとして新聞やテレビで報道された結果、各方面からも非難の声が多く寄せられました。市民の代表であるはずの議会が、飯塚の恥を全国に晒した失態であり、何一つとして説明を受けていない市民に対する「背任行為」であると、前回提出の請願にて指摘したとおりであります。

条例改正の説明にしても、経費削減だとする数字やその詳細は曖昧で、制度廃止の理由として市民が納得できる根拠は無く、苦し紛れのこじ付けであるとしか言いようがありません。これらの理由がもはや資産公開制度を廃止できるだけの十分な素因にならないことは、提案された議員諸氏もすでにお気づきであると思料します。

しかも過半数を超える数の力で強行採決に及んだ事実を鑑みても、資産公開制度そのものが不都合だった議員が画策した、市民への裏切り行為ではないかという疑念は、未だ払拭されていません。

資産公開制度が市民に与える不利益は無く、それどころか、その存在自体が市民の有する利益であることは、火を見るよりも明らかであります。

我々の願いは簡単明瞭であります。これまで数十年の間続けてきた資産報告書の提出を再度復活して、今まで同様、資産の公開を継続していただきたいだけであります。

つきましては、資産公開制度の復活を強く求め、この請願に賛同する市民の署名を添えて、本請願を提出するものであります。

主旨をご理解のうえ本請願を採択していただき、今一度、我々市民の信頼と議会の権威を回復されますことを切望いたします。

平成28年6月16日

飯塚市議会議長 鯉川 信二 様

請願者



紹介議員

川 上 直 喜
永 末 雄 大